

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、更なる介護職員の確保・定着に繋げる目的で、現行加算に加え「介護職員等特定処遇改善加算」（以下、特定加算）が新たに創設され、当施設におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、以下の3つの要件を満たす必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する取組（賃金以外）につきまして、以下の通り実施しております。

◎加算の取得状況・・・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動

○労働環境・処遇の改善

- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

○その他

- ・非正規職員から正規職員への転換